

健 発 1024 第 4 号
平成 29 年 10 月 24 日

一般社団法人日本医療法人協会会長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

がん対策推進基本計画の変更について

政府においては、がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）に基づき、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、「がん対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を定めているところですが、今般、がんゲノム医療の進展やがん生存率の向上など、がんに関する状況の変化等を勘案し、「がん予防」、「がん医療の充実」及び「がんとの共生」を 3 つの柱とする新たな計画に見直すことといたしました。

貴職におかれましては、日頃より、都道府県・市町村等とともに、がん対策の推進にご理解・ご協力をいただいているところですが、本日、今般の基本計画の変更を受け、別添のとおり、各都道府県知事に対し、都道府県がん対策推進計画の変更等について依頼をいたしましたので、貴職におかれましても、変更後の基本計画の趣旨及び内容とともに、今後の都道府県がん対策推進計画等の変更の可能性についてご理解いただき、これらのことについて、貴管下の関係団体及び関係者に対する周知を図っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

(別添)

健 発 1024 第 3 号
平成 29 年 10 月 24 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

がん対策推進基本計画の変更について

本日、政府においては、がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号。以下「法」という。）第 10 条第 7 項に基づき、別添のとおり、「がん対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）の変更について、閣議決定したところである。

現在、都道府県におかれては、法第 12 条第 1 項に基づき、都道府県がん対策推進計画（以下「都道府県計画」という。）を策定の上、都道府県におけるがん対策の推進に取り組んでいただいているところであるが、基本計画は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の基本的方向について定めるとともに、都道府県計画の基本となるものであるため、変更後の基本計画の趣旨及び内容を了知の上、都道府県計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努められたい。

また、併せて、変更後の基本計画の趣旨及び内容について、管下市町村、関係機関、関係団体、管内がん診療連携拠点病院等に対する周知徹底をお願いする。

なお、法第 12 条第 2 項においては、都道府県計画について、「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項に規定する医療計画、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 8 条第 1 項に規定する都道府県健康増進計画、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 118 条第 1 項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であつてがん対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。」と規定されているので、都道府県計画の変更にあたっては、留意されたい。